相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市鍛冶屋六〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森川　卓直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

三重県名張市桔梗が丘七番町一街区四八番地

相続財産管理人　司法書士　三崎　雅広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県多気郡大台町菅合二〇八五番地一、最後の住所三重県多気郡大台町菅合二二〇七番地一〇　被相続人　亡　宮原　元之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

三重県松阪市駅部田町一六〇九番地八

相続財産管理人　司法書士　鈴木　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市鶴見区今津北五丁目六七番地二、最後の住所大阪府大阪市鶴見区今津中三丁目八番二一号　被相続人　亡　小倉　光章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区浜寺諏訪森町東二丁一一二番地、最後の住所大阪府堺市西区鳳北町八丁二四番地　被相続人　亡　加藤　盛雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

大阪府大阪市北区西天満四丁目三番二五号

梅田プラザビル別館三〇一号

相続財産管理人　村上　覚朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市才見町石橋四四番地、最後の住所兵庫県宝塚市中山五月台六丁目一番六―四〇一号　被相続人　亡　浅野孝治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

兵庫県宝塚市栄町三丁目九番二一―六〇四号

相続財産管理人　司法書士　宮川　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県大洲市大洲一八八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　品田　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

愛媛県喜多郡内子町平岡甲一三九番地四

相続財産管理人　土居　克久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区上本町二丁目一一番地、最後の住所北九州市八幡西区茶屋の原四丁目四番一二号　被相続人　亡　一丸　文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

北九州市小倉北区竪町一丁目六番一三号

ロイヤルセンタービル二〇一号

相続財産管理人　司法書士　森上恵美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動二三四二番地、最後の住所佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目一三四番地　若楠療育園

被相続人　亡　小田　静代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

佐賀県佐賀市駅南本町五番五号サンシャインM二〇一号室　鬼塚・吉村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　酒井　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

佐賀県多久市西多久町大字板屋六六〇一番地、最後の住所佐賀県小城市小城町八六七番地　被相続人　亡　野田　吉人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

佐賀県佐賀市唐人一丁目六番一号アリエス唐人四階　焼山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永石俊一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇土市走潟町二七七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田代　研一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

事務所熊本市中央区水前寺公園八番一一号

成瀬法律事務所

相続財産管理人　弁護士　成瀬　公博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市千丁町新牟田一四三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　薄田　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

熊本県熊本市中央区南千反畑町一四―一オリエントマンション第二ビル二階　有斐総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村田　晃一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古志二六五番地、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬長浜町二五番一四号（里アパート二〇一号）　被相続人　亡　吉村　紀久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

鹿児島市真砂本町八番二号

相続財産管理人　吉田　稔

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十九年五月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

秋田県秋田市楢山佐竹町一番一二号　クレッセントビル

太平物産株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　齊藤　玄弥

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月二十三日

大阪府堺市西区築港浜寺西町八番一二

佐田尾清子　大阪府堺市東区草尾四四八番地

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

井上千代子　大阪府大阪狭山市山本東四九四番地の二

日本絨氈株式会社

代表取締役　池﨑　博之

株式の種類及び数

二八八〇株

一四一〇株